

# 高知県福祉避難所等太陽光発電設備導入事業費補助金

## 【令和3年度募集要領】

令和3年4月制定

令和3年8月改正

高知県林業振興・環境部 環境計画推進課

## 1. 事業の目的

大規模災害時に特に配慮を必要とする避難者を収容する施設の災害対応力の強化及び地球温暖化対策を推進するため、自家消費を行う太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

## 2. 募集期間

令和3年4月28日（水）から令和3年8月31日（火）まで 17時必着  
ただし、内示額の合計が予算額に達した時点で募集を終了します。

## 3. 事業の期間

本事業は、単年度事業としており、補助事業の完了及び実績報告書の提出は、原則として令和4年3月31日までとなります。

また、補助金交付決定前に導入工事に着手（工事に係る契約締結及び契約に係る手続きを含む）している事業は対象となりません。

## 4. 事業の対象となる施設

事業の対象となる施設（補助事業の完了の日までに該当施設に指定される見込みがある場合を含む。以下「補助施設」という。）は以下のとおりです。

- ①高知県内の市町村によって福祉避難所（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第5号に規定するものをいう。）に指定されている福祉施設（高齢者関係施設、障害児・者関係施設、児童関係施設等）
- ②高知県内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。）
- ③高知県内の市町村によって救護病院又は医療救護所に指定されている診療所

## 5. 補助対象事業

### （1）導入設備の規模等について

対象となる事業は、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、補助施設において必要とされる機能を維持するために、自立運転機能を持つ太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する事業とします。

そのため、太陽光発電設備及び蓄電池設備の規模は、災害時に施設として機能するために最低限必要な電気設備の電力量を賄う規模が適切であると考えています。

については、必要な電力量等を「導入量算定シート」（様式3）に記入していただき、適切な規模を算定してください。算定にあたっては、あると便利な設備ではなく、災害時に果たす役割に応じた設備としてください。

また、災害時に必要な電気設備を下記のとおり例示しています。これ以外の電気設備が必要であると考えられる場合には、「災害時に使用が必要な電気設備の理由シート」（様式4）に電気設備の名称、理由を記載して提出してください。

## 災害時に必要な電気設備の例

テレビ、ラジオ、パソコン、プリンタ（複合機）、データサーバー、照明機器、館内放送機器、携帯電話充電器、電話、扇風機、エアコン、冷蔵庫、医療用機器（生命維持に関する機器以外の機器に限る）

### （2）本事業における附帯工事の範囲について

本体工事に付随する必要最小限の範囲であれば、本事業の対象となります。

### （3）既存設備の撤去に係る工事費について

本事業は、既存設備の更新を目的とするものではないことから、既存設備の撤去費については補助対象外となります。

### （4）施設の耐震化について

耐震工事については対象外となります。

なお、太陽光発電設備や蓄電池設備を設置する施設は、設備設置後についても耐震基準を満たしている必要があります。

### （5）新築又は増築する場合の取扱いについて

新設又は増築する施設に、太陽光発電設備や蓄電池設備を導入する場合も補助対象とします。ただし、あくまでも太陽光発電設備等の導入に係る部分のみが対象となりますので、契約上等設計費等の本体工事と区分できない場合であっても按分して区分する必要があります。

### （6）計測器等の取扱いについて

発電量等の事業効果を把握するための計測器（計測データの取得、管理専用のパソコンを含む）については補助対象となりますが、啓発用のパソコンやモニター等は補助対象外となります。

### （7）補助対象設備の所有権について

割賦バック取引などの補助対象設備の所有者の変更を伴う資金繰りを行う場合については補助対象外となりますのでご注意ください。

## 6. 事業の対象となる設備

### （1）導入設備に対する基本的な考え方

停電時に非常用電源として適切に活用されることが重要であるため、導入する設備については停電時において昼間に使用する電力をまかないつつ、夜間のために十分な電力を蓄電池設備に充電することができる能力が必要となります（例：ハイブリッドパワーコンディショナーを搭載する機種を選択するなど）。

また、停電時には簡易な方法で非常用電源として活用できるものである必要があります。

## (2) 事業の対象となる設備の容量

電力遮断時に最低限必要な夜間電力を確保する必要があるため、5キロワット以上の発電容量を持つ太陽光発電設備及び5キロワットアワー以上の蓄電容量を持つ蓄電池設備を備えるシステムの導入が対象となります。

ただし、既に5キロワットアワー以上の蓄電容量を持つ蓄電池設備を導入している場合に限り、太陽光発電設備のみの導入も対象となります。

## 7. 補助対象経費

設計費、本工事費、附帯工事費、機械器具費、測量費、試験費

消費税に関しては、消費税仕入控除税額等がある場合はこれを減額して応募してください。ただし、応募時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではありません（詳細は交付要綱第8条9号を確認してください）。

## 8. 補助対象者

市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）

補助施設を所有又は管理している、法人格をもつ事業者（個人や任意団体は対象となりません。）

## 9. 補助率

補助対象経費総額から寄附金その他収入の額を控除した金額の3分の1以内（ただし、500万円を上限額とします。）

## 10. 事業計画書の提出

補助を希望する事業者は、事業計画書（様式1）を提出してください。

事業計画書に添付する書類は以下のとおりです。

- ①事業計画（様式2）
- ②導入量算定シート（様式3）
- ③災害時に使用が必要な電気設備の理由（様式4）
- ④業者からの見積書等、事業費を確認することができる資料（1者のもので可）
- ⑤事業実施場所の位置図及び、設備の配置予定図
- ⑥地域防災計画に導入施設の位置づけがある場合や、県又は市町村との間で防災に関する協定を締結している場合、地域防災計画の該当ページの写し又は協定書の写し（補助事業の完了の日までに該当施設に位置づけられるまたは協定を締結する見込みがある場合は状況のわかる書類）

### 【提出期限】

令和3年8月31日（火） ※17時必着

ただし、内示額の合計が予算額に達した時点で募集を終了

## 【提出先・問合せ先】

〒780-0850

高知県高知市丸ノ内1-7-52

高知県林業振興・環境部環境計画推進課 北村、中橋

電話：088-821-4538

FAX：088-821-4530

Eメール：030901@ken.pref.kochi.lg.jp

### 1 1. 補助事業の決定方法

提出のあった事業計画書を基に県で審査を行い、補助事業を選定したうえで提出者に通知します。

選定された事業計画について、改めて補助金交付申請書を提出していただいた後、審査の上補助金の交付決定を行います。

### 1 2. 事業採択の必須条件

- ・法人格を持つ事業者が所有し又は管理している、県内に所在する施設に設備を導入する事業であること。
- ・自らが所有する施設でない事業者にあつては、当該補助施設を補助事業のために用いることについて書面で所有者の承諾を得ること。
- ・既に蓄電池設備を導入している場合を除き、太陽光発電設備及び蓄電池設備を同時に導入すること。
- ・施設の規模や収容人数に対して、導入する太陽光発電設備や蓄電池設備の規模が適正であること。
- ・その他、県の交付要綱で認められる事業であること。
- ・平成24年12月10日公表【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測におけるL1（発生頻度の高い一定程度の地震・津波）の場合の津波において、導入施設の福祉避難所や医療施設としての機能が維持できること。（福祉避難所や医療施設と位置づけているフロア（部屋）が浸水しないこと、なおかつ導入する設備が非常用電源として活用できること。）

#### ※留意事項

- ・補助事業選定後、補助金交付申請書提出時には、導入する施設が耐震基準を満たしていることを確認することができる資料及び補助工事後も耐震基準を満たすことが分かる強度計算書を添付してください。
- ・補助金の交付決定後、施工業者を決定する際には、入札や3者以上から見積書を徴収するなど、競争性を確保してください。

### 1 3. 余剰電力の売電について

本事業で導入する太陽光発電設備により発電された電力は、専ら補助施設において消費するものとなりますが、施設の閉館日や休日等、一定程度の余剰電力が発生することが見込まれることから、電力会社との個別契約において価格等を決定し、余剰電力を売電することは可能です。

ただし、固定価格買取制度を活用して売電を行うことはできません。

#### 14. 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産は、善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図る必要があります。

また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数に相当する期間内において、当該財産の処分等を行う場合には、事前に知事の承認を得る必要があります。

#### 15. その他

補助金の交付を受けた補助事業者は、県が実施する新エネルギーに関する普及啓発活動に協力してください。また、事業実施による発電電力量、事業実施前後の施設の消費電力量の報告を求められますので、記録を残すようにしてください。

補助金を活用して補助対象事業を行ったあと、事業の対象となる施設が、救護病院や福祉避難所の指定から外れるなど交付の要件を満たさなくなった場合、交付の目的を達することが出来なくなることから、補助金相当額の返還を求められます。

#### 16. 選定等のスケジュール（予定）

例）8月中旬に、事業計画書を提出していただいた場合

- ・ 8月中旬 事業計画書の提出（提出期限は、8月31日17時必着）
- ・ 8月中旬～8月下旬 個別ヒアリング（必要に応じて）
- ・ 9月上旬 補助事業の選定、通知
- ・ 9月上旬 補助金交付申請受け付け開始
- ・ 9月中旬 補助金交付決定、通知